

新型コロナウイルス感染症対策事業

令和3年度

多可町中小事業者事業継続支援金交付事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、収入が減少している中小事業者に対し、事業の継続を支援するため支援金を交付します。

対象となる事業者

次の①～④すべての要件に該当する事業者です。

- ① 多可町内において事業所等を有し、事業を実施している中小事業者※
- ② 令和3年1月～6月のいずれか1か月の売上が、前々年もしくは前年同月と比べ20%以上減少していること（開業1年未満の場合は、申請月の直近2か月の売上平均額と比較）。
- ③ 令和2年12月31日までに事業を開始し、今後も事業継続の意思があること。
- ④ 令和2年12月31日までに納期限とする町税・上下水道料金を完納していること。

※「中小事業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定するものなどをいいます。

また、会社・会社に準じる営利団体、個人事業主（商工業者と農業を主たる収入とする者）は対象とします。

・「小規模事業者」の定義（従業員とは、事業主・役員・家族従業員を除く常用雇用者です。）

製造業・建設業・運輸業・以下を除くその他の業種	従業員20人以下
商業（卸売業・小売業・飲食業）・サービス業	従業員5人以下

- ・雑収入で確定申告をされている方で、公的年金等以外の雑収入が全収入の5割以上の方。
- ・令和2年度支援金やその他各種給付金を受給された方も対象となります。

支援金の額 ※1回限り

小規模事業者

10万円

左記以外の中小事業者

20万円

※多可町中小事業者事業継続支援金は税務申告の対象となります。事業により得る収入ですので、個人事業主を例にすると、確定申告（住民税申告）書の収支内訳書において、収入金額の「その他の収入」に算入して、令和3年分の確定申告（住民税申告）で申告する必要があります。

申請方法は裏面をご覧ください。